

市民参加推進会議
ヒアリング対象事業 質問及び回答

事業番号 1 2 白井市地域防災計画修正事業（危機管理課）

質問事項	回答
【全体に関する質問】	
<p>審議会が書面開催され、かつパブリック・コメントでの意見がなかったので、結果として市民の意見をどのように収集したのか教えてほしい。</p>	<p>●審議会やパブリック・コメント以外での意見収集といたしましては、本年度からスタートとなる第6次総合計画の策定に当たり実施した住民意識調査や、第3次地域福祉計画の策定に当たり実施したアンケート調査の結果から、防災に関する市民ニーズを捉え、地域防災計画へ反映させ、事業化しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第15回住民意識調査報告書（令和7年3月） 市に推進して欲しい防災対策 「断水時に備えた給水体制の整備」（61.6%）が最も高い。 ⇒災害時協力井戸制度の創設 ・地域福祉に関するアンケート調査報告書（令和7年3月） 日頃の防災対策について 「感震ブレーカーを設置している割合」4.8%と低い状況。 ⇒感震ブレーカー普及推進事業の創設 <hr/> <p>※補足事項 （地域防災計画について）</p> <p>●地域防災計画は、第6次総合計画で、新たに「災害・安心」分野の基幹計画の位置づけとなっています。計画期間はなく、いつ発生するかわからない災害に向け、情勢の変化等に応じて、より実効的な計画となるよう、国・県計画の修正に合わせ、迅速に対応し、常に見直しを行っていくことが重要となります。</p> <p>本計画は、災害対策基本法に基づく法定計画であり、内閣総理大臣を会長とする中央防災会議によって作成された防災基本計画及び都道府県知事を会長とする都道府県防災会議によって作成された都道府県地域防災計画に基づいて作成しなければなりません。</p> <p>（災害対策基本法について）</p> <p>●災害対策基本法は、国全体の総合的防災行政を推進するために昭和36年に制定され、主たる内容は、第一に「防災に関する責務の明確化」、第二に「総合的防災行政の整備」、第三に「計画的防災行政の整備」、第四に「災害対策の推進」、第五に「激甚災害に対処する財政援助等」、第六に「災害緊急事態に対する措置」が掲げられています。</p>

<p>各課との意見交換をどのように実施したのか教えてほしい。</p>	<p>地域防災計画の修正に当たっては、危機管理課での課内審議を踏まえ、修正案を作成し、修正の目的、基本的な考え方、修正内容、スケジュール等の概要と併せて、10月17日から31日までの15日間にかけて庁内情報システムで各課照会を行い、意見を収集しました。</p> <p>その後、各課からの意見を反映した素案について、11月10日に地域防災計画等庁内推進委員会を市役所1階東庁舎101会議室で開催し、「1 白井市地域防災計画の修正について」、「2 白井市業務継続計画（災害編）の修正について」、「3 白井市国土強靱化計画の修正について」説明を行い、意見交換を実施しました。</p> <p>※参考（地域防災計画の主な修正点）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和6年度修正に対する県からの意見の反映 2 市の組織改正、土砂災害警戒区域の指定等に伴う修正 3 その他字句等の修正 <p>上記修正内容について、意見はありませんでした。</p>
<p>【審議会に関する質問】</p>	
<p>公募枠を設けていない事由は理解するが、それでも公募枠を設けた方が良いと感じるがどのように考えているか。</p>	<p>地域防災計画に修正に当たっては、より多くの市民からの意見を反映するため、修正内容に応じて、パブリック・コメント、アンケート調査、意見交換会、ワークショップその他の手法により市民意見を反映することが効果的であると考えています。</p> <p>(防災会議について)</p> <p>市の防災会議は、災害対策基本法第16条第6項において、県の防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて条例で定めることとされています。</p> <p>県の防災会議は、気象台など指定地方行政機関の長、陸上自衛隊、教育委員会、警察、県内の市町村の長及び消防機関の長のうちから任命される委員、ライフライン、輸送、通信等を担う公共機関、自主防災組織、学識経験者等で構成されています。</p> <p>参考：白井市防災会議の市民内訳</p> <p style="padding-left: 2em;">在勤者 11人（うち在住者5人）</p> <p style="padding-left: 2em;">市内に事業所を有する法人等の代表者 10人</p> <p style="padding-left: 2em;">30人中 21人（70%）</p> <p>※ 市民参加条例上の「市民」の定義</p> <p>市内に在住し、在勤し、及び在学する者、市内に事業所を有する法人その他の団体並びに第6条に規定する行政活動に利害関係を有する者をいう。</p>

<p>コストとリターンを考えた方法なのかも知れないが、地域代表から書面審査で意見が十分に出たか否か教えてほしい。</p>	<p>防災会議委員に対しては、課内審議、各課照会、庁内推進委員会での意見を踏まえ、作成した修正案を作成し、パブリック・コメントを実施する段階から、今回の修正については軽微な内容であるため、書面開催になること及び事前の意見があれば連絡いただきたい旨の通知を行いました。</p> <p>書面開催に当たっては、委員が十分内容を確認できるよう2月6日から同月20日までの15日間、期間を設けた上で意見照会を行ったところ、6件の意見をいただき、必要な修正等を行いました。</p> <p>また、委員から提出された意見と市の対応を記載した書面会議の概要については市ホームページで公表を行っています。</p>
<p>県、他市に倣ったとありますが、白井市においても公募委員がなく、かつ書面開催と判断した経緯を教えてください。</p>	<p>令和6年度開催の防災会議は、修正箇所が多岐にわたっていたことや、委員全体の委嘱状交付もあったため、対面での会議としました。</p> <p>今回（令和7年度修正）は、令和6年度の修正に対する県からの意見の反映、市の組織改正、土砂災害警戒区域の指定等に伴う修正、その他字句等の修正など軽微な内容であり、県や他市においても同内容の修正については書面開催としていることから、本市においても同様の対応とすることとしました。</p> <p>災害対策基本法に基づき設置される防災会議については、市長を会長とし、国、県、関係機関・団体等の代表者30人が集まりますが、国・県計画との整合や市の組織改正などの議事については書面開催とする事例が多く、委員間での深い議論が必要な重要案件が発生した場合には、対面での開催としたいと考えています。</p>